

## お茶の輸出拡大に向けた支援に係る意見書

本県のお茶は、生産量及び栽培面積において、全国第2位となっており、全国的に茶園面積が減少する中で、本県農業の将来を担う重要な品目となっている。

しかしながら、近年のお茶を巡る状況は、リーフ茶の消費減退などに伴う荒茶価格の低迷や生産資材価格の高騰などにより茶業の経営環境は厳しくなっている。

一方、海外においては、日本食ブームと相まって、米国を始め各国で日本茶の消費量は増加傾向にあり、輸出は拡大しており、国においても、「茶の輸出戦略」で輸出額の目標を150億円（平成32年）に設定したところである。

本県においても茶の輸出拡大に向けて、輸出相手国の食品安全基準に適合した荒茶生産に取り組むとともに、流通体制の整備やジェトロ等の関係機関・団体と連携した商談会への参加、情報収集、「かごしま茶」のPRなどに取り組んでいるところであるが、更なる輸出拡大に向けた取組の強化により茶業情勢の改善を進め、茶生産者の所得確保を図る必要がある。

国におかれては、平成28年度補正予算案の中で、「輸出力強化戦略実行緊急対策事業」として、農林漁業者等が輸出・販売する拠点支援や「茶支援関連対策」として茶輸出特別支援対策事業等を予算計上されているところであるが、お茶のなお一層の輸出拡大を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 輸出相手国の食品安全基準に対応した生産を推進するため、残留農薬基準の情報収集・提供を継続するとともに、輸出相手国に対して、我が国で使用されている主要な農薬の残留基準の設定を働きかけること。
- 2 輸出に取り組むために必要な施設・機械整備を支援するとともに、輸出相手国における商談を円滑に行えるよう、輸出相手国における物流や情報発信の拠点となる施設の設置について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月7日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
農林水産大臣  
内閣官房長官